

議第23号

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を改正する条例

京都市宇多野ユースホステル条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

区 分		単 位	利 用 料 金	
			市内在住者	市外在住者
宿 泊 施 設	定員が2人の部屋	19歳未満の者	3,950 ^円	4,450 ^円
		19歳以上の者	4,700	5,200
	定員が3人の部屋	19歳未満の者	3,050	3,550
		19歳以上の者	3,700	4,200
	定員が4人又は6人の部屋	19歳未満の者	2,930	3,350
		19歳以上の者	3,450	3,950
集 会 室		1の集会、研修等ごとに利用人数1人につき	100	
テ ニ ス コ ー ト		日曜日、土曜日及び休日	2,090	
		その他の日	1,670	

備考1 「市内在住者」とは本市の区域内に住所を有する者を、「市外在住者」とは市内在住者以外の者をいう。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 繁忙日（金曜日、土曜日、休日の前日その他の宿泊施設を利用する者が多いと見込まれる時期において指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。以下同じ。）の宿泊施設の利用料金の上限額は、この表に掲げる額に5分の6を乗じて得た額とする。ただし、繁忙日の宿泊施設の利用料金を収受することができる日数は、1の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）につき120日を上限とする。

4 定員に満たずに部屋を貸切る場合の宿泊施設の利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額（繁忙日にあつては、3の規定の適用後の額）に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（繁忙日にあつては、当該額に5分の6を乗じて得た額）に定員に満たない者の数を乗じて得た額を加えた額とする。

(1) 定員が2人の部屋 5,200円

(2) 定員が3人の部屋 4,200円

(3) 定員が4人又は6人の部屋 3,950円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市宇多野ユースホステル条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市宇多野ユースホステルの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 前項の規定にかかわらず、施行日以後の利用に係る料金で令和7年4月1日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。